

平成27年 雇用保険法

- 〔問 7〕 基本手当の受給手続に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、原則として受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行われる。
 - B 基本手当の支給を受けようとする者(未支給給付請求者を除く。)が管轄公共職業安定所に出頭する場合において、その者が2枚以上の離職票を保管するときでも、直近の離職票のみを提出すれば足りる。
 - C 1日の労働時間が4時間以上の請負業務に従事した日についても、失業の認定が行われる。
 - D 失業の認定に係る求職活動の確認につき、地方自治体が行う求職活動に関する指導、受給資格者の住居所を管轄する公共職業安定所以外の公共職業安定所が行う職業相談を受けたことは、求職活動実績に該当しない。
 - E 受給資格者が配偶者の死亡のためやむを得ず失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭することができなかったことを失業の認定日後に管轄公共職業安定所長に申し出たとき、当該失業の認定日から当該申出をした日の前日までの各日について失業の認定が行われることはない。

平成27年 雇用保険法 試験問題の正答	択一式						
	1	2	3	4	5	6	7
	E	D	C	C	B	解答無	A